

「(仮称)武庫川委員会」 準備会議ニュース

平成 15 年 7 月発行

No.4

武庫川ホームページアドレス

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

平成 15 年 6 月 7 日 (土) 第 4 回「(仮称)武庫川委員会」準備会議が開催されました。



【第 4 回準備会議の様 宝塚市立西公民館ホールにて】

ニュース内容

第 4 回「(仮称)武庫川委員会」準備会議 議事概要	1
■ 「武庫川委員会・準備会議の位置づけ」及び 「武庫川委員会と河川審議会との関係」について	1
■ 「(仮称)武庫川委員会」委員公募要領(案)について	3
■ 資料要求について	4
■ 次回の準備会議について	4
■ 傍聴者からの意見	4

第4回「(仮称)武庫川委員会」準備会議 議事概要

■ 「武庫川委員会・準備会議の位置づけ」及び「武庫川委員会と河川審議会との関係」について

県(河川管理者)から「武庫川委員会・準備会議の位置づけ」及び「武庫川委員会と河川審議会との関係」について説明を受けて準備会議として議論した。なお、内容については、議事録で確認する。

準備会議としては、下記事項を河川管理者に求める。

- 武庫川委員会の位置づけ、提言した内容を最大限尊重する方策と体制をとる。
- 提言を実現させるべく他部局との連携を図る。

(審議における意見の概要)

武庫川委員会の位置付け

- ・(河川管理者)県が準備会議に求めていることは、武庫川委員会設立に先立ち、その委員会のあり方(メンバー案、運営・公開方法を盛り込んだ設置要綱案)を提言いただくことである。
県が武庫川委員会に求めていることは、河川整備基本方針の策定に当たり、学識経験者や地域住民の意見を聞くと言うこと、つまり、第三者機関として提言いただくことである。
委員会の位置付けについて、第2回準備会議での、ケース3の起草委員会という意見もあるが、現行河川法で計画策定者は厳密には河川管理者であるため、基本的にケース2の諮問機関であると考えている。第1回準備会議で説明した基本方針策定フローは、ケース2の枠内で、できる限りケース3に近い県案を示したもので、さらに提言をいただきたい。
- ・現在まで、我々のたくさんの提言書に対し、県は「準備会議で議論いただきたい」と言ってきた。ところが、今までに準備会議でやるだろうことが決められておらず、本質的な問題を討議しようという姿勢が感じられない。はっきり県としての立場、なぜ武庫川委員会を設けなければならなかったか、加えて説明していただきたい。
- ・(河川管理者)平成9年の河川法改正で、河川整備基本方針と河川整備計画策定が義務づけられた。法律上は、河川整備計画策定段階で学識経験者や地域住民の意見を聞くが、ダムの必要性の有無が焦点である武庫川では、基本高水流量と計画高水流量、その差である貯留施設が必要かどうかを決める基本方針検討の段階から地域の皆さん方にも入っていただく仕組みが必要と考え、武庫川委員会を設置することにした。

河川審議会との関係

- ・河川審議会と武庫川委員会との関係などは、委員公募に先立ち十分な議論がなされるべきである。
- ・(事務局)武庫川委員会も兵庫県河川審議会も、兵庫県が第三者から意見をいただくために設置する諮問機関である。どちらの意見も最大限尊重したうえで、河川管理者である兵庫県が河川整備基本方針を策定する。武庫川委員会は地域の視点から河川整備基本方針について意見を述べ、それを反映して作成した河川管理者案について、河川審議会は、県全体のバランスの視点から意見をいただく。武庫川委員会、河川審議会の意見が異なる場合は、河川管理者は、どちらとも十分な意見交換を行うと同時に、武庫川委員会と河川審議会との間でも意見交換を行っていただき、できるだけ乖離のない意見をいただきたいと考えている。
- ・河川管理者が基本方針を最終的に決定することには異存がない。武庫川プロパーの問題の審議をする武庫川委員会は質的、量的にずっと高い。今までの説明では、武庫川委員会と河川審議会は対等であり、むしろ、河川審議会は法律に基づくものなので、その影響を被ると聞こえる。両者の関係について準備会議で見解を統一すべき。
- ・(事務局)武庫川委員会は、準備会議で規約案、設置要綱案の意見をいただいて、知事の私的諮問機関として設置するものである。
- ・(河川管理者)武庫川委員会は地域に立脚して議論をし、提言をいただく。河川審議会は、県内全体の視点から判断いただく。視点の違いがはっきりしていて、それを具体的にどう反映していくかは、武庫川委員会の詳細事項といった中で議論されるべきと思っている。
- ・準備会議としては、武庫川委員会が県民の幅広い意見を反映できるように最大限の努力をすべき。具体的には提言と河川審議会との間の意見聴取が議論すべき点になる。
- ・従来型の諮問委員会のやり方でなく、行政と住民がもっとパートナーシップになれる次のステップを目指しているが、現時点で明確に文章化するのは難しいかも知れない。行政計画の草案を協働で作成することが、武庫川委員会の役割で、意見も言うが、責任も持つということではないか。
- ・県は、河川法という法律が前提にあり、起草までということを断言しないと思う。ただ、意識としては近づきたいと表明されているので、評価するべき。県の今日的意思表明は、より深く武庫川委員会というものを評価するべき場所にいるんだという意味表明だと受け取りたい。
- ・総合治水の理念、環境、住民の参画と協働という理念を、委員会が始まる時に皆さんに説明する文案で明確に示しておかなければならない。
- ・河川管理者から、「ダムをつくる」とか「つぐらなない」ということを武庫川委員会に出されるより、武庫川委員会で審議して、河川管理者並びに河川審議会に「つくればどうか」あるいは「やめればどうか」とボールを

投げることからスタートする方が、その後がスムーズにいくのではないかと。

- ・（議長）準備会議の多くの委員が、武庫川委員会の位置づけ、河川審議会との関係について、提言がどれだけ真剣に取り上げられるかの問題としている。ケース3に極力近づけたいと表明している県の発言については、準備会議としては十分信じさせていただくので、期待に応えていただけるよう、もう一度県として考えていただきたい。
- ・（河川管理者）フロー図において、武庫川委員会と河川管理者の間に多くの矢印があり、これは、案を提示して、何度か意見交換を行い、提言を行うことを示している。また、提言をいただいた後にも意見交換を行うことを考えている。委員会と河川審議会との意見聴取について目に見える形で進めていく必要があると考えている。
- ・（議長）案の提示に対する意見交換に両方の矢印がついていることを踏まえ、河川審議会からの「必要に応じて意見聴取」というのも、見える形できっちりと方策について検討いただきたい。

総合的な治水対策

- ・武庫川委員会も、単に行政批判をするだけではなく、建設的な意見を。行政も、流域の自然環境に関連する課すべてに参加してもらいたい。
- ・（河川管理者）総合的な治水対策の検討をするということで、協議会をつくり、河川整備基本方針の原案に反映していく。また、原案作成までに、武庫川委員会と基本的な考え方は、意見交換を行う予定である。
- ・総合治水を検討するための委員会が立ち上げられたということは聞いているが、いまだに河川計画課は何も実行してこなかった。
- ・（河川管理者）総合的な治水対策を検討するというので、昨年、一昨年と、関係市や住民団体の方々と他の総合治水の取り組みを勉強したり、前段階のものはやっている。組織については、関係7市、関係部局で今調整している。具体的な総合的な治水対策は、高水の検討段階で、どういう効果が出て、どういう対策がいるかということ、関係市の皆さんも含めて考えていく必要がある。

武庫川委員会のあり方

- ・（議長）準備会議は、委員会の構成なり運営の方法を考えていく場である。武庫川委員会の提言について、県がどれだけ尊重するか、問題を解決するために行政部局がどんな連携するかは、武庫川委員会がどれだけ真剣でポジティブな提言をできるかにかかっている。意見聴取、意見交換の具体化を行うべきである。武庫川委員会の権限なり、提言の生かし方についてまだ納得できない方はいると思うが、ここで行政とのやりとりだけをしていても何もならない。何はともあれ、武庫川が抱えている問題を討議する場として武庫川委員会を立ち上げるべきではないか。
- ・議長意見に趣旨としては賛成。河川審議会との関係など武庫川委員会の置かれた環境にかかる具体的な審議は、予定に沿って議論していく中でしていける。
- ・いつまでも準備会議でこういうことばかり繰り返していても同じである。早く前向きに委員会を設置したい。
- ・河川管理者と準備会議委員の間で、武庫川委員会の基本的な問題についての討議事項や合意事項を、合意文書として取り交わすべきである。
- ・文書で出せとか出さぬとか、この場で言うのはおかしい。
- ・公開の場で議論するのは当たり前で、その場で議論されて住民の意思が明確になる。県も公開の場で意見を述べるべき。
- ・今ここで議論するのでなく、委員で協議をしたらどうか。いつまでも準備会議のまま進まない。
- ・この場ですぐに合意文書ということをはかっているのではない。合意文書を作っておかないと、武庫川委員会が発足するときに、準備会議委員と河川計画課の間で、また、同じ議論になることを心配している。治水対策推進のための行政側の体制等について県から具体的な説明はない。河川審議会との関係について、こういう方向で行くと決めた方がいい。提言を最大限尊重するという意見の表明に終わって、合意された結末に至らなければ、後で悔やまれる。
- ・武庫川委員会と河川管理者の結論が異なって、委員会の議論の意味がなかったということになる危惧はある。しかし、最初に合意とかで拘束すると、武庫川委員会自体の議論を拘束してしまう。発言者が公の場で、名前も明らかに発言をしているのだから、合意書面でなくても、相互に確認した議事録で足りる。
淀川の話は、根本をゆるがす話であるが、ここで、河川管理者に「そのままのみ込むことを表明せよ」と言っても、絶対に言わない。「じゃあ準備会議は合意しない」ということになると、先に進まず、準備会議のまま朽ち果てる。県が尊重すると表明したことを踏まえて行かないと、先に進まない。
- ・行政のどの部署が策定のプロセスにかかわるのか、自治体はオブザーバーなのか、意見交換とはどういうことかなど、図の中身について、具体化、明確になるように文章化してはどうだろうか。
- ・合意文書よりも、議事録の確認でどうだろうかと思う。
- ・（議長）討議されたこと、意見が述べられたことが残っている議事録の確認ということにさせていただきたい。
- ・議事録は十分の信憑性はあるが、重要な部分は、やはりその都度審議し、議事骨子や議長の判断による最終的な結論的なものをつくっていただきたい。
- ・（議長）武庫川委員会の位置づけあるいは武庫川委員会が提言したことは、県で誠心誠意尊重していただく方策と体制をとっていただきたい。場合によっては、提言を実現させる方向で県の他部局との連携等の最善の方策を考えていただきたいということを確認いただいて、武庫川委員会の位置づけについては、この準備会議の了解とさせていただきたい。

■ 「(仮称)武庫川委員会」委員公募要領(案)について

第1条(趣旨)「議論できる合意形成の場」を「議論できる合意形成をめざす場」に修正する。

第4条は以下の主旨を組み込んで、事務局で修正する。修正後、全員に送付する。

- 作成の段階からかわる。
- 案について議論する。
- 提言する。
- 県と意見交換する。

(審議における意見の概要)

- ・委員会が何をするか明確に書かれていない。武庫川委員会のインプットとアウトプットが何であるかをどこかで議論しないといけない。それを第1条が第4条に書き込まないといけない。河川審議会との関係をここで明言する必要はないと思う。
- ・「草案を作成するのか」「行政の原案に提言するのか」など、何をするかというのは明確にした方がいい。
- ・(河川管理者)第4条の活動内容で、『河川整備基本方針及び河川整備計画「作成」に際して審議する』と、「作成」という言葉を入れたら、より明確になる。あと、1条の「合意形成の場である」は、「合意形成を目指す」という方が、適切と思う。
- ・活動内容は、県に対してすること、中で議論することとに分けて、明確に、アウトプット、インプットを文章にした方がいい。県の原案を受けて、議論し、提言をする。再度議論をして意見を述べると言ってしまった方が簡単なのではないか。
- ・「審議する」だと、方針あるいは計画が既にあるように受け取れる。河川管理者提案のように、作成についてと書くのも1つの案で、今からつくるという方向を明確に表現したらどうか。
- ・第1条は具体的なことが欠けているので、「責任ある立場で議論し、策定できる合意形成の場」あるいは「作成」とした方がいい。
- ・この基本方針が決まっていくプロセスの中で、委員会がどういう役割を果たすのかということを書かないと、一般県民としたら、勝手に合意しているというようなことになりかねない。
- ・第1条は、「議論し、合意形成を目指す」という形にして、4条の活動内容で、具体的に何をすることを書く。その案について後で議長と事務局で作成することとし、役割として何を入れるか確認すればどうか。
- ・(議長)第1条は、「合意形成を目指す場である」とし、第4条の活動内容では、「作成の段階からかわる」「案を受けて議論する」「提言する」を文章にしたい。
- ・(事務局)基本的にはこういう項目を書く。
- ・提言の前段階で意見交換できる表現はした方がいい。
- ・(議長)事務局、議長で極力努力し、3点を踏まえ、意見交換というキーワードがどのように反映できるか検討する。その上で、修正したものを、皆様に回す。

第2条(募集人員) その他の議論は次回準備会議において行う。

(審議における意見の概要)

- ・我々が委員会に横滑りすると「準備会議の人選の中で武庫川委員会の結論を決めてしまう」という意見が県民にある。県の指針が10%以上だから公募委員3人ということになったが、そのときに、そのことは議論していない。
- ・公募要領には、全体で何名あって、そのうち3名を公募するというをはっきり書く必要がある。
- ・(議長)「公募による委員は、20名程度のうちの3名とする」と修正すべきということか。
- ・約3名とした方が適切かもしれない。
- ・公募委員3名とか、女性委員30%以上とかは、県の指針で決まっているから事務局が決めたという感じが強い。武庫川委員会は、先端的なことをする会議で、必ずしも指針にこだわる必要はない。地方に限定された委員会なので、50%くらいが住民代表でしかるべきだ。時間が切迫していて、3名というのをどたばたと決められた感じが今でもしている。
- ・20名に程度がついているので、若干名というように解釈できる。3名に決められたが、時間がなく十分審議できていない。
- ・公募委員3名を4名にして、地域住民から女性2名を入れてほしい。学識経験者に、女性が入る率は少ない。
- ・(議長)公募委員3名は決定事項として重みを認識した上で、この3名をベースに委員構成をどう考えるかも含めて、再度議論したい。
- ・約3名とか3名程度とか、多少幅を持たせた方がいい。さらに、3名では少ないという印象があるので、もう少しちょっと上げられないか。
- ・委員総数が20名ならば、住民代表50%程度を含むためには、準備会議の地域住民が4名なので、あと6名くらいは住民代表であっていいのではないか。
- ・(議長)具体的な数字をどのようにするかということも含めて、次回に、組織構成等との絡みで、改めて議論していきたい。

■ 資料要求について

個別に委員が請求する資料に対しては、準備可能なものについて事務局が対応する。

(審議における意見の概要)

- ・ 武庫川はどういう問題を抱えているかという議論を通じて、推薦委員を煮詰めていく必要があり、資料請求をした。
- ・ (議長) 委員の要求資料は、準備会議段階としては、踏み込みすぎであると考えている。武庫川委員会は、広い範囲の話題について議論しなければならず、個別の問題から委員会を発足させると、偏りができる可能性がある。先入観を与える資料について、準備会議の場で議論しない方がいい。
- ・ 資料を持つことと議論することは別。委員が必要と思う資料についてはいただきたい。
- ・ (事務局) 事務局としては、全委員に対して同じ資料を提供したい。
- ・ いらぬ委員に押しつける必要はないので、特に希望がなければ、請求した委員にだけ渡して差し支えない。
- ・ (議長) 要求資料については、事務局の可能な範囲で、個別に対応をお願いする。
- ・ 委員の権威を笠に着て、通常は出さないものを出せというつもりは毛頭ない。

■ 次回の準備会議について

◆ 日時・場所

7月15日(火) 午後開催

場所は未定

◆ 次回の議論について

基本的には第4回準備会議で議論できていないもの。

委員会の構成を考える中で、公募人数については、次回改めて審議する。

■ 傍聴者からの意見

傍聴者の多数の方々から意見を頂いた。

- ・ 河川管理者と事務局のツーカーぶり、目くばせ、小声、メモが非常に気になった。公平、中立に事務局は徹せられるべき。
- ・ 準備会議の委員がそのまま横滑りするのではなく、公募の方と同じ対等の立場で考えてほしい。
- ・ 利害関係者は、こんな会議に入るべきではない。
- ・ 今日、あり方と位置づけという意味では、非常にいい議論をされた。
- ・ 武庫川委員会のキーワードは、住民意見と環境という2つ。委員会自身が住民の意見を聞く耳を持つことが大事。会議に参加している全員が知恵を出し合い、意見交換し、中身のあるいいものにしたい。
- ・ 環境と住民意見というテーマに沿って議論を進めるにあたり、適格な委員かどうか、準備会議委員同士でチェックしていただきたい。
- ・ 公募委員3名は、住民意見尊重という意味からは少ない。たくさんの住民意見を聞くなら、総員30名にふやしてもいいのではないか。
- ・ 傍聴者の意見、提出文書が放置されている。住民の意見に対処するシステムを作ってほしい。
- ・ 河川管理者という狭い枠から、河川法に基づく高水流量を早く決めたいと焦っているから、これだけ時間がかかり、食い違っているのである。
- ・ 環境の問題について、準備会議で何も議論なしで、環境問題に何で委員が必要といえるのか。
- ・ 河川の担当者は、傍聴席に後ろ向きで、顔色なりが見えない。
- ・ 5月8日と31日の強い風雨のとき武庫川はどうなっているか要求しているが、何の音さたもない。
- ・ 準備会議の委員を決める選考過程がオープンにされなかったのも、一般県民は県の意向に沿ったメンバーという認識で、今の委員が本委員会に行くことに不信感がある。オープンに公正に整理してほしい。
- ・ 傍聴者から出た意見に対して、次の委員会の冒頭で課題に上げて、審議してほしい。
- ・ 「提言に法的拘束力がないから無意味である」との発言があったが、意見交換をして提言することが重要。法的拘束力とか裏づけ等の細かい議論は後回しでもいい。
- ・ (議長) いただいた意見については、各委員が議論を行う際に反映させていただく。行政と地域住民の間に不信感が存在するが、準備会議は、基本方針を真剣に審議する武庫川委員会をどうしたら設置できるかを討議する場なので、様々な不安はあるだろうが、もっと単純に、むしろ性善説に立って、武庫川の問題を真剣に議論できる場を作っていき方がプラスになるのではないか。準備会議は、県が参画と協働を進めるために設置したものであり、この会議が参画と協働を排除するものではない。武庫川委員会で、参画と協働をどのように実践するかを議論する場である。

準備会議ニュースの内容は、当日の発言を極力忠実に要約したものであり、発言詳細については、傍聴席の発言も含め、議事録に記載されています。また、議事録は閲覧が可能です。

配布資料一覧

議事次第

委員名簿、行政出席者名簿

座席表

資料1 「(仮称)武庫川委員会」の組織構成と選定方法について(前回資料2)

資料2 公募委員の公募方法(前回資料3)

資料3 「(仮称)武庫川委員会」の公開について(案)(前回資料4)

資料4 - 1 第5回準備会議 議事(案)

資料4 - 2 「(仮称)武庫川委員会」準備会議のスケジュール(案)

資料5 - 1 委員からの意見概要一覧(前回資料1 - 2)

資料5 - 2 委員からの意見(前回資料1 - 3)

資料6 第3回準備会議以降に事務局に寄せられた意見

次回(第5回)準備会議開催のお知らせ

第5回準備会議は、2003年7月15日(火)午後の開催を予定しております。

配付資料・議事骨子・議事録の閲覧ができます

開催された準備会議の、配付資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。くわしくは、事務局までお問い合わせください。

関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁(河川計画課)、神戸県民局(神戸土木、有野事業所)、阪神南県民局(尼崎土木、尼崎港管理室、西宮土木)、阪神北県民局(宝塚土木、伊丹土木、三田土木)、丹波県民局(篠山土木、柏原土木)

市役所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

ホームページでの閲覧

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

◆ 準備会議まで、郵送、FAX、電子メールでご意見をお寄せ下さい

お問い合わせ先

【編集・発行】 「(仮称)武庫川委員会」準備会議

【連絡先】 「(仮称)武庫川委員会」準備会議 事務局

兵庫県県土整備部河川計画課

担当：多々良、八木下

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-9265(直通)

FAX：078-362-3942

E-mail：kasenkeikakuka@pref.hyogo.jp

兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課

担当：竹松、木本

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

TEL：0797-83-3180(直通)

FAX：0797-86-4329

E-mail：takarazukadoboku@pref.hyogo.jp